

平成 26 年第 3 回奥多摩町議会定例会決算特別委員会会議録

1 平成 26 年 9 月 17 日午前 10 時 00 分、第 3 回奥多摩町議会定例会決算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第 1 番	石田 芳英君	第 2 番	宮野 亨君	第 3 番	高橋 邦男君
第 5 番	杉村 良一君	第 6 番	村木 征一君	第 7 番	師岡 伸公君
第 8 番	酒井 正利君	第 9 番	須崎 眞君	第 10 番	竹内 和男君
第 11 番	清水 典子君				

《傍聴議員》

第 4 番 原島 幸次君（議会選出監査委員）、第 12 番 前田 悦男君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第 121 条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福 祉 保 健 課 長	清水 信行君
観 光 産 業 課 長	原島 滋隆君	地 域 整 備 課 長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	澤本 恒男君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成 26 年第 3 回奥多摩町議会定例会

決算特別委員会議事日程〔第 2 日〕

平成 26 年 9 月 17 日

午前 10 時 00 分 開議

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	――	委員長開議宣告	――
2	認定第 1 号	平成 25 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
3	認定第 2 号	平成 25 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
4	認定第 3 号	平成 25 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
5	認定第 4 号	平成 25 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
6	認定第 5 号	平成 25 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
7	認定第 6 号	平成 25 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
8	認定第 7 号	平成 25 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
9	認定第 8 号	平成 25 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの

(午前 10 時 29 分 閉会)

午前 10 時 00 分 開議

○委員長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。これより決算特別委員会を再開します。

直ちに会議を開きます。

本日は昨日に引き続き、認定第 1 号 平成 25 年度奥多摩一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。それでは、歳出の款の 9 消防費、款の 10 教育費、款の 11 災害復旧費、款の 12 公債費、款の 13 諸支出金、款の 14 予備費についての質疑を行います。

質疑のある委員は挙手願います。

1 番石田委員。

○1 番（石田 芳英君） 1 番石田でございます。教育費の 120 ページの文化財保護事業費の指定文化財等整備事業補助金 1,000 万円支出されておりますけども、これは事業報告書 390 ページを見ますと、上のほうに日原鍾乳洞の保存施設工事事業ということで、500 万円で、金峰山普門寺楼門の修復工事事業ということで、500 万円、計 1,000 万円補助されているということでございます。一応この修復工事の概要についてお伺いしたいと思います。

それとあと上の方に、奥多摩町指定文化財保存に関する謝礼、管理謝礼 39 件というのがございますけれども、この概要についてお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○教育課長（守屋 吉彦君） はい。1 番石田委員のご質問にお答えさせていただきます。まず、指定文化財と整備事業補助金でございますが、奥多摩町は文化財保護条例の規定によります文化財の保存、もしくは活用に関し、修繕、整備等について文化財保存事業費、補助金交付要綱の規定によりまして、補助金を交付しているというものでございます。国、または都指定の文化財については、通常は都から、50 から 80%の補助を受けまして、町で町と所有者で、残りを 2 分の 1 ずつ負担するというのが基本となっております。また、町指定のものにつきましては、国都の補助がございませんので、町と所有者で 50%ずつを負担するというところでございます。

25 年度につきましては、東京都指定の天然記念物の日原鍾乳洞の照明設備の改修工事ということで、24 年度に引き続いて事業のほうを行ったものでございます。また、町指定の普門寺山門の屋根葺きかえ等整備工事の補助ということで、こちらは町指定ですので、基本町と所有者の 2 分の 1 ということでございます。こちらにつきましては、一応 500 万円というのが補助の限度額ということで決まっておりますので、どちらの事業につきまして

も、限度額の 500 万円の補助を行ったというものでございます。

また、2 点目の指定文化財の管理謝礼でございますが、こちらにつきましては町指定の有形文化財であります普門寺ですとか、一石山神社の木造不動明王像ですとか、奥氷川神社の本殿、棚沢の薬師堂、また、無形民俗文化財であります各地区の獅子舞、海沢、神庭の神楽など、39 カ所の管理謝礼ということになります。年間 1 件につきまして 1 万 2,000 円という管理謝礼のほうをお支払いしているということでございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

8 番酒井委員。

○8 番（酒井 正利君） 8 番酒井です。ページ 104 ページの防災費ですけれども、防災費の金額的な中身でなくて、考え方ということで伺いたいですけれども、新聞報道で 8 月 20 日の広島のと砂災害の豪雨の教訓ということで、明るいうちの避難の知恵ということで、夜に豪雨になる恐れがわずかでもあれば、明るいうちから避難の検討も必要ではないかということで、その中での予防的避難ということが取り上げられているんですけども、2012 年 7 月に未明の豪雨で多数の犠牲者が出た熊本県は、昨年度から夜間に大雨が予想されるときには、明るいうちに避難を促す予防的避難を始めたということなんですね。

1 番目に、1 時間雨量が 80 ミリ以上を予測する場合、2 番目に 1 時間雨量 70 ミリ以上かつ 24 時間雨量が 250 ミリ以上を予測する場合、3 番目として台風の影響が懸念される場合、4 番目に市町村長が必要と判断をされる場合。このいずれかに該当すれば、市町村が昼間から避難所を開設するというもので、明るいうちの避難、いつも台風は夜、災害が起こることが多いのでこういう考え方は非常に大事だと思いますけれども、どのように考えているか伺いたいと思います。

○総務課長（井上 永一君） 8 番酒井委員のご質問にお答えいたします。避難の関係、先日 9 番須崎眞議員の一般質問の再質問のときにもご質問をいただいておりますけれども、町のほうで明確に何ミリになったら避難をとという基準が、今はございません。それまでの降雨量、あるいはその段階で各地区を見て、水が出ているとか、ちょっといつもと状況が変だというような場合のときに、大雨が降るとか。そのような状況で判断等していくわけですけれども、一概にこれだけ降ったから避難をとということでは今のところ考えておりませんが、今回広島のと災害等もございまして、そこら辺もまたそういう基準も定めていく必要もあるのか、そこら辺今後検討はしていく所存でございますけれども、いずれにいたしましてもそれまでに降った量、周りの状況、それと気象庁から発表される今後の予想雨量等を勘案しながら、今のところ町長の判断で避難勧告、避難指

示、それらを出していきたいと考えております。

また、大島、広島等は夜中に災害が起きているということでございますので、明るいうちにそれらの今後の降雨量等の情報をいただいて、その中で早目早目に避難を行っていくということで、今は考えているところでございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。以上で款の9 消防費以下、款の14 予備費までの質疑、並びに認定第1号の歳入歳出項目別の全ての質疑を終結します。

これより認定第1号の総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。以上で、認定第1号の総括質疑を終結します。

これより採決します。日程第2 認定第1号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、日程第3 認定第2号 平成25年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を、歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

1 番石田委員。

○1 番（石田 芳英君） 1 番石田でございます。

5 ページでございますけれども、歳入の使用料及び手数料につきましては、2月の大雪によって、宿泊客の減少による影響が大きかったというご説明でございます。この2月の大雪では各所で大きな被害が出ましたけれども、この都民の森の施設とか、あるいは体験の森の山林の大雪の被害状況、もしくは復旧状況がどうなったかお伺いしたいと思います。お願いします。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 1 番石田委員のご質問にお答えをさせていただきます。

歳入の減少についてでございますけれども、昨年度は、まず9月の16日の台風18号に

よりまして、トチノキ広場から上の部分を管理している森の中が大分荒れたということで、11月の月上旬まで風倒木等によりまして通行どめというような状況が続きました。その間に風倒木等の伐採をしまして、道を開いて通行ができるようにしたということでございます。その後につきましては、2月、2回の大雪が降っておりますが、これによりまして降雪後、今年度、26年の4月15日まで通行どめということで、両方あわせると、4カ月間という非常に長期間通行どめ等の措置がとられたということで、非常に痛いというような状況になってございました。

雪害関係でございますけれども、まず、林内につきましては、台風、それから積雪による倒木、これらがかなり頻発をしております、こちらについては既に通れるようにはしてあるんですが、これを有効利用していこうということで、今議会の補正予算の中で上程をして可決をさせていただいたところですが、まき割り機を購入しまして、今後この風倒木をストーブ利用ですとか、あるいは炭焼き体験教室、こういったものに利用していくためにそういった設備を購入をさせていただくことになりました。それから、大きな雪害の部分としては、森の家の1つ下のヘアピンのところにバス等を入れていた古い物置のような建物がありましたが、こちらが倒壊したということで、こちらについては新たに物置を設置しているというようなことで、大きい被害というそのようなこととなりますが、積雪の関係で除雪が非常に時間がかかったということで、一番苦労したのは、道をあけてそこまで入れるようにするという作業が一番大変な雪害ということで、それ以外に大きい被害という物置の倒壊ということになります。

以上です。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。以上で認定第2号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第3 認定第2号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、日程第4 認定第3号 平成25年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を、歳入歳出含めて一括して行います。

1番石田委員。

○1番（石田 芳英君） 1番石田でございます。山のふるさと村につきましても同じく大雪、大雨による被害状況と復旧状況ですか、につきましてお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課課長（原島 滋隆君） 1番石田委員のご質問にお答えをさせていただきます。

山のふるさと村につきましては、台風の影響は2日間で、9月の台風につきましては2日間の閉園ということで済みましたが、大雪による被害につきましては、3月19日までの40日間閉園となっております。

それから、雪害とは関係なくてちょっとずれてはしまうんですけども、浮き橋のほうなんですけれども、こちらも2月の下旬から雪害の関係ということで通行どめがあったのとあわせて、24年度になりますが、2月28日から5月の中旬まで、これが水位の低下による浮き橋の一時撤去ということで、利用者につきましてはこの橋が渡れないと、非常に歩いてこられる方遠回りになるものですから、この辺は大きな影響が出たところですが、雪害に関する、山のふるさと村の損壊等については、まあ、一部立木の倒木がございましたが、大きな被害というのはございませんでした。

以上でございます。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第4 認定第3号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、日程第5 認定第4号 平成25年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を、歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。以上で、認定第4号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第5 認定第4号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、日程第6 認定第5号 平成25年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を、歳入歳出含めて一括して行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。以上で、認定第5号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第6 認定第5号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に日程第7 認定第6号 平成25年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を、歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。以上で、認定第6号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第7 認定第6号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、日程第8 認定第7号 平成25年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。以上で、認定第7号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第8 認定第7号について原案のとおり認定することに賛成

の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって認定第7号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、日程第9 認定第8号 平成25年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての質疑を、収入支出含めて一括して行います。

7番師岡委員。

○7番（師岡 伸公君） はい、7番師岡です。

町長の挨拶の中でもその奥多摩病院の先生が、本当にいい先生に来ていただいて、これから長きにわたりやっていただけそうだというふうなお言葉もいただいて、まあ町民としても非常に心強い限りだというふうに思っています。で、どんな事業所でもそうなんですけれども、学校でもそうなんですけれども、もちろん優秀な先生がいることが一番であろうと思いますけれども、やはり組織全体が、ああ、ここはいい事業所だな、信頼できるなという感覚がなければ、病院にお世話になろうという気にならないのではないかとというふうに思います。先日も保育園の園児が、急にちょっと目のほうを患って行ったときも、非常に親切に先生方、職員の方対応していただきました。本当に一度そういうことがあれば、また、じゃここにお世話になろうというふうな気持ちも、親御さんもやはり出てくるのではないかと思います。今後、環境が整いつつある中で、もっともっと奥多摩病院が信頼を得る病院として、地域の医療機関として、それから関連の近隣市町村の方がお世話になろうという気持ちになるための、やはり一番必要な要素というんでしょうかね。これからこういうふうな形で病院づくりをしたいんだというふうなことをちょっと病院事務長、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

○委員長（高橋 邦男君） 病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） 7番師岡委員のご質問にお答えいたします。

委員からお話がありましたように、この4月から院長としまして自治医科大学卒業の井上仁先生をお迎えし、また、去年は東京都派遣の地域医療支援ドクターということで赴任していただいておりました井上大輔内科医師を、4月から町固有の医師として、内科の院長ということで勤務していただくようになりまして、自治医科大学卒業医の先生ということで、地域に密着した総合医療を推進していただけるものと考えているところでございます。

今、委員が申されましたように、病院はただ先生がよくなったというだけでは、当然、

いい病院になるとは言えないと思っております。今、病院として、院長の発案でもありますが、今、新たに取り組んでいることとしまして、院内、医師、看護師、事務、技師含めて5つのプロジェクトチームをつくりまして、それぞれ役割を与えまして、院内をよくするための取り組みを職員みんなで考えようということによっております。その1つには、接遇に関することを考えるチーム、それから、今回、ふれあいまつりへの参加等も考えてるんですが、そういったことへの新たな取り組みを考えるチーム、それから、院内のいろいろな問題、患者目線に立って、院内をよくするにはどうしたらいいかというようなことで、重箱の隅をつつくぐらいいろいろ院内を見ようというチームをつくったりとか、そういったようなチームをつくって、今それぞれのチームの責任者に会を開催するように指示し、また数回会議も重ねまして、既に活動もしているところです。ただ、まだそれも始めたばかりですので、院長や私の意志がまだ職員に十分伝わっていると言えないところもございまして、今後そういったところについても病院全体で病院をよくしようという雰囲気をつくらなければいけないとつくづく思っているところです。

ですから、院長も就任して半年というところで、ようやく今病院の様子もわかってきたところかなというところではあるんですが、常々院長と私と師長三人では、月に2回ほど運営会議ということで、病院のさまざまな問題についての会議もしておりますし、常日ごろもお酒を飲めばいいということではないんですが、そういった機会も設けまして、院長といろいろと意見を交わし、今まで当たり前と思ってやってきたようなことが、院長からすればそれはおかしいというような指摘もお受けしたりする中で、私もいろいろと勉強しながら、一緒に取り組んでいるところです。

委員の質問にお答えになったかどうかわからないのですが、いずれにしましても、病院全体で病院をよくして、町民の方に来ていただける病院になるように今後努力して参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。以上で、認定第8号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第9 認定第8号について原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、認定第8号については原案の

とおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された認定議案の審査は全て終了しました。

これにて、決算特別委員会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午前 10 時 29 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

決算特別委員会委員長